

射保第76号
令和2年4月28日

射水市国民健康保険運営協議会
会長 塚本 清 様

射水市長 夏野 元 志



射水市国民健康保険条例の一部改正（傷病手当金の支給）に
ついて（諮問）

このことについて、射水市国民健康保険運営協議会運営規則（平成17年射水市規則第92号）第2条第2号の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

1 改正内容

国民健康保険の被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給する。

(1) 対象者

国民健康保険の被保険者である被用者（給与の支払を受けている者に限る。）で、療養のため労務に服することができない者（新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限る。）

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

2 施行期日等

(1) 施行期日 条例公布の日

(2) 適用期日 令和2年1月1日